

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和4年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収業務
②事務の内容	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料及び本市の調査に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民税課税支援システム
②システムの機能	<p>1. 申告情報管理機能 :個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料の受領、管理及び住民税の賦課準備等を行う。</p> <p>2. 宛名機能 :提出された賦課資料が他市資料であった場合の市外送付管理を行う。</p> <p>3. 庁内連携機能 :住民税システムと連携して、賦課資料の照会を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	<p>1. 住民税賦課機能 :課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行等を行う。</p> <p>2. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>3. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民税課税支援システム、収納消込/滞納管理システム等)</p>

システム3									
①システムの名称	収納消込／滞納管理システム								
②システムの機能	<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。</p> <p>4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>5. 督促状・催告書の発行 :督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。</p> <p>6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。</p> <p>7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。</p> <p>8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。</p> <p>9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。</p> <p>10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。</p> <p>11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。</p> <p>12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。</p> <p>13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。</p> <p>14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[] その他 ()									

システム5	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、媒体にて以下のデータを税務システムと連携している。</p> <p>①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携: 申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等</p> <p>②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携: 特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)</p> <p>・審査システム(eLTAX)には、</p> <p>①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p> <p>②固定資産税(償却資産): 償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。</p> <p>③事業所税: 事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</p> <p>等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課、債権管理課
②所属長の役職名	課税課長、債権管理課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)現在で本市に住所を有する個人又は本市に住所を有しない納税義務者及びその配偶者, 被扶養者, 専従者, 納税管理人, 相続人
その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号, その他識別情報(内部番号) :対象者を正確に特定するために保有 ・4情報, 連絡先等情報, その他住民票関係情報 :対象者の賦課期日時点の居住地, 世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報 :対象者の確定申告書に係る情報に基づき, 住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報 :住民税額を算出し, これに基づき, 対象者に対し税額通知, 各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報 介護保険関係情報 :保険料の情報に基づき, 社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報 :障害者認定情報に基づき, 障害者控除を算出するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報 :生活保護関連の給付情報に基づき, 非課税者の抽出, 減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報 :年金からの特別徴収を運用するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険課、高齢介護課、障害福祉課、生活援護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構(公的年金等支払者)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (給与支払者、年金支払者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
③使用目的 ※	住民税額の適正な算出, 名寄せ・非課税者の抽出	
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課, 市民課, ラポルテ市民サービスコーナー
	使用者数	<div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 </div> <div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
⑤使用方法	<p>1 各種申告書等の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(申告書, 確定申告書, 給与支払報告書, 年金等支払報告書)から住民等の所得情報, 控除額情報を把握する。 ・住基情報から, 申告者の個人番号, 賦課期日時点での住所, 世帯情報を把握する。 ・医療保険関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報から非課税, 控除を把握する。 <p>2 各種申告情報等から住民税の賦課, 通知に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記で収集した各種情報に基づき, 住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・税額決定通知書を送付し, 賦課決定を行う。 <p>3 給与所得者の異動に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき, 特別徴収の中止, 普通徴収への変更等を行う。 <p>4 証明書発行, 更正に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者からの申請に基づき, 地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には, 地方税関係情報の税額を更新し, 賦課決定を行う。 <p>5 年金特別徴収対象者の異動に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基情報から, 年金特別徴収対象者の異動を把握し, 特別徴収の開始・中止等を決定する。 	
	情報の突合	(1)住基情報と, 申告情報, 生活保護・社会福祉関係情報を突合して, 非課税者を確認する。【上記1】 (2)住基情報と, 申告情報を突合して, 所得額, 控除額を確認する。【上記1】 (3)住基情報, 地方税関係情報を突合して, 税額通知に係るデータを作成する。【上記2】
⑥使用開始日	平成31年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民情報系システム及び個人住民税賦課支援システムの保守・運用・改修業務	
①委託内容	住民情報系システム及び個人住民税賦課支援システムの保守・運用・改修に関する業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日立システムズ 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	課税資料のデータ打鍵業務	
①委託内容	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書及び確定申告書の打鍵データ作成	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	シティコンピュータ 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (62) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (16) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別添3「特定個人情報の提供先」のとおり 56件)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第2に定める地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、芦屋市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当事者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、芦屋市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	該当者が判明した都度

提供先3	個人住民税の特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税の給与に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与に係る特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)
⑦時期・頻度	当初通知 各年1回 その他 随時更正があった都度
提供先4	日本年金機構、年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人住民税の年金に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	年金に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金に係る特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	当初通知 各年1回 その他 随時更正があった都度

提供先5	都道府県知事及び市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	個人住民税の賦課徴収
③提供する情報	個人住民税に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会のある都度
提供先6～10	
提供先6	一般社団法人地方税電子化協議会
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号, 識別番号(納税者ID), ファイル区分(登録, 削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	芦屋市に対して電子申告を行った者のうち, 芦屋市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	随時

提供先7	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項, 地方税法附則第7条第5項及び12項
②提供先における用途	個人住民税の賦課徴収
③提供する情報	住登外課税とした旨及び住所, 氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税とした者
⑥提供方法	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 専用線</div> <div style="width: 50%;">[] 電子メール</div> <div style="width: 50%;">[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;">[] フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;">[] 紙</div> <div style="width: 100%;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)</div> </div>
⑦時期・頻度	随時
提供先8	
提供先9	
提供先10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の8の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	こども・健康部 健康課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の10の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先11～15	
移転先11	こども・健康部 健康課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の49の項
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
移転先12	こども・健康部 子育て推進課 こども係
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の56の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

移転先15	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の84の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先16～20	
移転先16	こども・健康部 子育て推進課 こども係
①法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の94の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先17	
移転先18	
移転先19	
移転先20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 以下の措置を行ったサーバ内に保管する。
- (サーバールームの措置)
- ・入室権限を持つ者音限定。カードによる入退室管理。空調設備の冗長化。
 - ・監視カメラの設置。一定期間の映像保存
- (サーバの措置等)
- ・施錠されたサーバラックへサーバ設置。無停電電源装置の設置。
 - ・各サーバは、ユーザID、パスワードによる認証が必要。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 住民税収滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)現在で本市に住所を有する個人又は本市に住所を有しない納税義務者及びその配偶者, 被扶養者, 専従者, 納税管理人, 相続人
その必要性	賦課額情報に基づいた納税義務者に対する収納業務を適正に行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (<input type="checkbox"/> 口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号, その他識別情報(内部番号) : 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報, 連絡先等情報 : 対象者の収滞納期日時点の居住地, 世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 : 対象者に対し納付書, 納税証明書等を発行するために保有 ・その他(口座情報) : 口座引き落としや還付を行うために記録。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課, 債権管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民税システム)	
③使用目的 ※	納付書, 納税証明書の発行, 過誤納金還付・充当の通知, 督促状, 催告書の発行, 財産調査, 滞納処分等の実施	
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課, 債権管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1. 指定金融機関からの納付済通知書情報の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報に基づき, 還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報, 納付情報に基づき, 納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 <p>2. 督促・催告に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内に納付されない場合には, 対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対し, 電話催告の実施, 催告書を通知する。 <p>3. 納付意思がある滞納者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に誓約書を提出させた上で, 分割納付を行う。また, 申請に基づき, 徴収猶予処理を行う。 <p>4. 納付意思がない滞納者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産調査を行い, 財産がある場合には, 差押・参加差押・交付要求処理を行い, 処分通知を行う。 ・公売の実施, 配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理, 税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。 <p>5. 納税義務の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務承継通知書を通知する。 	
	情報の突合	(1)住基(1)住民税賦課額情報, 納付済通知書情報を突合して, 還付・充当通知書に係るデータを作成する。 【上記1】 (2)住民税賦課額情報, 納付済通知書情報を突合して, 督促状に係るデータを作成する。 【上記2】
⑥使用開始日	平成31年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
住民情報系システムの保守・運用・改修業務	
①委託内容 住民情住民情報系システムの保守・運用・改修に関する業務業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 日立システムズ 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2	
印刷・封入封緘業務	
①委託内容 督促状, 催告書の印刷・封入封緘の打鍵データ作成	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名 株式会社 ロータリービジネス	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
委託事項3	
委託事項4	
委託事項5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>以下の措置を行ったサーバ内に保管する。</p> <p>(サーバールームの措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入室権限を持つ者音限定。カードによる入退室管理。空調設備の冗長化。 ・監視カメラの設置。一定期間の映像保存。身分証明書と事前申請との照合を実施。 <p>(サーバの措置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠されたサーバラックへサーバ設置。無停電電源装置の設置。 ・各サーバは、ユーザID、パスワードによる認証が必要。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.処理状況コード、79.決議フラグ、80.最新判定、81.仮最新判定、82.退避最新判定、83.通番、84.決議用処理年月日、85.決議年月日、86.世帯外区分該当コード、87.扶養者個人番号、88.配偶者個人番号、89.扶養専従区分該当コード、90.扶養区分該当コード、91.障害者区分該当コード、92.同居特障区分該当コード、93.同居老人区分該当コード、94.専従区分該当コード、95.専従申告区分該当コード、96.専従者給与入力フラグ、97.専従者給与所得額、98.合計所得入力フラグ、99.合計所得金額、100.決議起因決議用処理年月日、101.株式含む合計所得金額、102.履歴判定、103.徴収区分、104.住民税異動区分コード、105.異動年月日、106.住民税整理番号、107.賦課資料区分コード、108.書式区分、109.無職無収入コード、110.均等割区分、111.均等割パターン番号、112.入力区分、113.営業所得額、114.農業所得額、115.その他事業所得額、116.不動産所得額、117.利子所得額、118.配当所得額、119.配当所得額、120.株式配当所得額、121.公募外貨配当所得額、122.公募他配当所得額、123.その他配当所得額、124.所得税配当所得額、125.所得税株式配当所得額、126.所得税公募外貨配当所得額、127.所得税公募他配当所得額、128.所得税その他配当所得額、129.給与所得額、130.主たる給与支払額、131.従たる給与支払額、132.給与支払額内数専従者給与額、133.特定支出控除額、134.雑所得額、135.公的年金支払額、136.年金雑所得額、137.その他雑所得額、138.総合譲渡短期所得額、139.総合譲渡短期差引額、140.総合譲渡長期所得額、141.総合譲渡長期差引額、142.総合譲渡特別控除額、143.総合譲渡特別設定フラグ、144.総合譲渡逆算フラグ、145.一時所得額、146.一時差引額、147.総合一時所得額、148.短期一般所得額、149.短期一般差引額、150.短期一般特別控除額、151.短期軽減所得額、152.短期軽減差引額、153.短期軽減特別控除額、154.長期一般所得額、155.長期一般差引額、156.長期一般特別控除額、157.長期特定所得額、158.長期特定差引額、159.長期特定特別控除額、160.長期軽減所得額、161.長期軽減差引額、162.長期軽減特別控除額、163.長期特別所得額、164.長期特別差引額、165.長期特別特別控除額、166.土地等雑所得額、167.超短期所得額、168.株式譲渡所得額、169.株式譲渡一般分所得額、170.株式譲渡新規公開分所得額、171.株式譲渡特別控除額、172.商品先物取引所得額、173.山林所得額、174.山林特別控除額、175.退職所得額、176.退職所得控除額、177.退職支払額、178.市町村源泉退職所得割額、179.都道府県源泉退職所得割額、180.勤続年数、181.就職年月日、182.退職年月日、183.総合退職所得額、184.総合退職所得控除額、185.特例適用条文1、186.特例適用条文2、187.特例適用条文3、188.変動所得額、189.前年変動所得額、190.前々年変動所得額、191.臨時所得額、192.平均課税対象金額、193.免税所得額、194.肉用牛売却価格、195.肉用牛免税対象所得額、196.肉用牛免税対象外所得額、197.非課税所得額、198.申告0円所得区分01、199.申告0円所得区分02、200.申告0円所得区分03、201.申告0円所得区分04、202.申告0円所得区分05、203.申告0円所得区分06、204.申告0円所得区分07、205.申告0円所得区分08、206.申告0円所得区分09、207.申告0円所得区分10、208.最高所得区分、209.総所得金額、210.総所得金額等、211.所得税総所得金額、212.所得税合計所得金額、213.所得税総所得金額等、214.総所得損通所得額、215.総合長期損通所得額、216.総合長期損通所得額、217.短期一般損通所得額、218.短期軽減損通所得額、219.長期一般損通所得額、220.長期特定損通所得額、221.長期軽減損通所得額、222.長期特別損通所得額、223.土地等雑損通所得額、224.超短期損通所得額、225.山林損通所得額、226.株式譲渡損通所得額、227.商品先物取引損通所得額、228.退職損通所得額、229.所得税総所得損通所得額、230.所得税総合短期損通所得額、231.所得税総合長期損通所得額、232.所得税短期一般損通所得額、233.所得税短期軽減損通所得額、234.所得税長期一般損通所得額、235.所得税長期特定損通所得額、236.所得税長期軽減損通所得額、237.所得税長期特別損通所得額、238.所得税土地等雑損通所得額、239.所得税超短期損通所得額、240.所得税株式譲渡損通所得額、241.所得税商品先物取引損通所得額、242.所得税山林損通所得額、243.所得税退職損通所得額、244.雑損控除額、245.医療費控除額、246.社会保険料控除額、247.小規模共済控除額、248.生命保険料控除額、249.所得税生命保険料控除額、250.生命保険料支払額、251.個人年金保険料支払額、252.損害保険料控除額、253.所得税損害保険料控除額、254.損害保険料支払額、255.長期損害保険料支払額、256.寄付控除額、257.寄付控除額、258.所得税寄付金控除額、259.合計控除額、260.所得税合計控除額、261.控除配当コード、262.配偶者区分、263.配特有無区分フラグ、264.配偶者特別控除額、265.所得税配偶者特別控除額、266.配偶者合計所得金額、267.扶養一般該当人数、268.扶養年少該当人数、269.扶養特定該当人数、270.扶養老人該当人数、271.扶養同居老人該当人数、272.扶養特障該当人数、273.扶養同居特障該当人数、274.扶養普障該当人数、275.未成年該当コード、276.老年者該当コード、277.寡婦該当コード、278.障害者該当コード、279.勤労学生該当コード、280.住民税申告区分、281.本専区分、282.配専区分、283.青色専従該当人数、284.白色専従該当人数、285.専従者控除額、286.繰越損失額、287.純損失額、288.譲渡繰越損失額、289.雑損失額、290.特定株式損失額、291.当年純損失額、292.当年譲渡繰越損失額、293.当年雑損失額、294.当年特定株式損失額、295.前純損失額、296.前譲渡繰越損失額、297.前雑損失額、298.前特定株式損失額、299.前々純損失額、300.前々譲渡繰越損失額、301.前々雑損失額、302.前々特定株式損失額、303.前所得税総所得課税額、304.所得税短期一般課税額、305.所得税短期軽減課税額、306.所得税長期一般課税額、307.所得税長期特定課税額、308.所得税長期軽減課税額、309.所得税長期特別課税額、310.所得税土地等雑課税額、311.所得税超短期課税額、312.所得税株式課税額、313.所得税商品先物取引課税額、314.所得税山林課税額、315.所得税退職課税額、316.総所得所得税額、317.短期一般所得税額、318.短期軽減所得税額、319.長期一般所得税額、320.長期特定所得税額、321.長期軽減所得税額、322.長期特別所得税額、323.土地等雑所得税額、324.超短期所得税額、325.株式所得税額、326.商品先物取引所得税額、327.山林所得税額、328.退職所得税額、329.所得税配当控除額、330.住宅借入金特別控除額、331.その他特別控除額、332.定率控除前所得税額、333.所得税災害減免額、334.所得税外国税額控除額、335.所得税特別減税額、336.所得税定率控除額、337.定率控除後所得税額、338.所得税額、339.所得税額チャックフラグ、340.総所得課税額、341.短期一般課税額、342.短期軽減課税額、343.長期一般課税額、344.長期特定課税額、345.長期軽減課税額、346.長期特別課税額、347.土地等雑課税額、348.超短期課税額、349.株式課税額、350.商品先物取引課税額、351.山林課税額、352.退職課税額、353.市町村総所得所得割額、354.市町村短期一般所得割額、355.市町村短期軽減所得割額、356.市町村長期一般所得割額、357.市町村長期特定所得割額、358.市町村長期軽減所得割額、359.市町村長期特別所得割額、360.市町村土地等雑所得割額、361.市町村超短期所得割額、362.市町村株式所得割額、363.市町村商品先物取引所得割額、364.市町村山林所得割額、365.市町村退職所得割額、366.市町村算出所得割額、367.市町村配当控除額、368.市町村外国税額控除額、369.市町村調整額、370.市町村特別減税額、371.市町村定率控除額、372.市町村免税額、373.市町村所得割額、374.市町村端数切捨所得割額、375.市町村特別減税前所得割額、376.市町村定率控除前所得割額、377.市町村均等割額、378.市町村住民税額、379.都道府県総所得所得割額、380.都道府県短期一般所得割額、381.都道府県短期軽減所得割額、382.都道府県長期一般所得割額、383.都道府県長期特定所得割額、384.都道府県長期軽減所得割額、385.都道府県長期特別所得割額、386.都道府県土地等雑所得割額、387.都道府県超短期所得割

額、388.都道府県株式所得割額、389.都道府県商品先物取引所得割額、390.都道府県山林所得割額、391.都道府県退職所得割額、392.都道府県算出所得割額、393.都道府県配当控除額、394.都道府県外国税額控除額、395.都道府県調整額、396.都道府県特別減税額、397.都道府県定率控除額、398.都道府県免税額、399.都道府県所得割額、400.都道府県端数切捨所得割額、401.都道府県特別減税前所得割額、402.都道府県定率控除前所得割額、403.都道府県均等割額、404.都道府県民税額、405.課税非課税区分コード、406.所得割非課税フワグ、407.均等割非課税フワグ、408.年税額、409.市町村所得割減免額、410.市町村均等割減免額、411.都道府県所得割減免額、412.都道府県均等割減免額、413.予備金額1、414.予備金額2、415.予備金額3、416.予備金額4、417.予備金額5、418.予備項目1、419.予備項目2、420.予備項目3、421.予備項目4、422.予備項目5、423.退避用履歴判定、424.株式譲渡上場所得額、425.所得税株式譲渡上場所得額、426.所得税株式譲渡所得額、427.株式譲渡フワグ、428.株式譲渡上場損通所得額、429.所得税株式譲渡上場損通所得額、430.株式上場課税額、431.所得税株式上場課税額、432.肉牛軽減課税額、433.市町村株式上場所得割額、434.都道府県株式上場所得割額、435.市町村肉牛軽減所得割額、436.都道府県肉牛軽減所得割額、437.株式上場所得税額、438.肉牛軽減所得税額、439.先物取引損失額、440.当年先物取引損失額、441.前年先物取引損失額、442.前々先物取引損失額、443.配当割控除額、444.株式譲渡割控除額、445.市町村定率控除後所得割額、446.都道府県定率控除後所得割額、447.控除超過額、448.居住用特定譲渡所得額、449.居住用特定損失額、450.市町村株式譲渡配当割控除額、451.都道府県株式譲渡配当割控除額、452.市町村65歳以上の特例控除額、453.都道府県65歳以上の特例控除額、454.市町村調整控除額、455.都道府県調整控除額、456.市町村控除不足額、457.都道府県控除不足額、458.市町村内充当額、459.都道府県内充当額、460.市町村外充当額、461.都道府県外充当額、462.標準税率市町村総所得、463.標準税率市町村山林、464.標準税率市町村退職、465.標準税率市町村算出所得割、466.標準税率市町村調整額、467.標準税率定率控除前市町村所得割、468.標準税率定率控除後市町村所得割額、469.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、470.標準税率市町村所得割、471.標準税率市町村所得割端数切捨、472.標準税率市町村均等割、473.標準税率都道府県総所得、474.標準税率都道府県山林、475.標準税率都道府県退職、476.標準税率都道府県算出所得割、477.標準税率都道府県調整額、478.標準税率定率控除前都道府県所得割、479.標準税率定率控除後都道府県所得割額、480.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、481.標準税率都道府県所得割、482.標準税率都道府県所得割端数切捨、483.標準税率都道府県均等割、484.政党等寄付金特別控除額、485.耐震改修特別控除額、486.住宅借入金特別控除可能額、487.市町村住宅借入金特別控除可能額、488.都道府県住宅借入金特別控除可能額、489.市町村税源移譲減額、490.都道府県税源移譲減額、491.標準税率市町村税源移譲減額、492.標準税率都道府県税源移譲減額、493.国税更正日、494.登録区分、495.寄附金控除自治体分、496.寄附金控除都道府県指定分、497.寄附金控除市町村指定分、498.内私の年金支払額、499.住民税年金種別、500.基礎控除対象フワグ、501.市町村寄附金控除額、502.都道府県寄附金控除額、503.内年金フワグ、504.内特徴フワグ、505.三徴収フワグ、506.居住開始年月日、507.住宅控除区分、508.住宅借入金残高、509.居住開始年月日2、510.住宅控除区分2、511.住宅借入金残高2、512.山林純損失額、513.当年山林純損失額、514.前山林純損失額、515.前々山林純損失額、516.株式配当損失額、517.分離配当所得額、518.分離配当損通所得額、519.所得税分離配当損通所得額、520.投資等税額控除額、521.所得税肉牛軽減課税額、522.所得税分離配当課税額、523.分離配当課税額、524.所得税分離配当所得額、525.市町村分離配当所得割額、526.都道府県分離配当所得割額、527.年金本徴収フワグ、528.年金仮徴収月数、529.年金仮徴収期別税額、530.控除不足反映済額、531.徴収税額特徴分、532.市町村所得割額特徴分、533.市町村均等割額特徴分、534.都道府県所得割額特徴分、535.都道府県均等割額特徴分、536.徴収税額普徴分、537.市町村所得割額普徴分、538.市町村均等割額普徴分、539.都道府県所得割額普徴分、540.都道府県均等割額普徴分、541.徴収税額半額年金分、542.市町村所得割額半額年金分、543.市町村均等割額半額年金分、544.都道府県所得割額半額年金分、545.都道府県均等割額半額年金分、546.徴収税額年金分、547.市町村所得割額年金分、548.市町村均等割額年金分、549.都道府県所得割額年金分、550.都道府県均等割額年金分、551.標準税率徴収税額特徴分、552.標準税率市町村所得割額特徴分、553.標準税率市町村均等割額特徴分、554.標準税率都道府県所得割額特徴分、555.標準税率都道府県均等割額特徴分、556.標準税率徴収税額普徴分、557.標準税率市町村所得割額普徴分、558.標準税率市町村均等割額普徴分、559.標準税率都道府県所得割額普徴分、560.標準税率都道府県均等割額普徴分、561.標準税率徴収税額半額年金分、562.標準税率市町村所得割額半額年金分、563.標準税率市町村均等割額半額年金分、564.標準税率都道府県所得割額半額年金分、565.標準税率都道府県均等割額半額年金分、566.標準税率徴収税額年金分、567.標準税率市町村所得割額年金分、568.標準税率市町村均等割額年金分、569.標準税率都道府県所得割額年金分、570.標準税率都道府県均等割額年金分、571.年金内訳切替フワグ、572.徴収税額変更フワグ、573.特徴内訳保有フワグ、574.編集用予備項目、575.新生命保険料支払額、576.新個人年金保険料支払額、577.介護保険料支払額、578.予備金額6、579.予備金額7、580.予備金額8、581.予備金額9、582.予備金額10、583.予備項目6、584.予備項目7、585.予備項目8、586.予備項目9、587.予備項目10、588.使用区分、589.住民税№01、590.住民税№02、591.住民税№03、592.住民税№04、593.住民税№05、594.住民税№06、595.住民税№07、596.住民税№08、597.住民税№09、598.住民税№10、599.住民税№11、600.住民税№12、601.住民税№13、602.住民税№14、603.住民税№15、604.№注意フワグ、605.海外出張開始年月日、606.海外出張終了年月日、607.市内家族個人番号、608.市内家族№氏名カ、609.市内家族№氏名漢字、610.申告書送付有無コード、611.申告書適用年月日、612.申告書送付理由コード、613.申告書送付№、614.指定徴収区分、615.徴収事業所番号、616.住登外仮登録フワグ、617.原票番号、618.課税294条該当コード、619.生保該当フワグ、620.証明書発行停止フワグ、621.294条通知発送有無フワグ、622.294条通知自治体コード、623.294条通知自治体名称、624.課税事由連番、625.課税事由№コード、626.課税事由別住所区分、627.課税事由別郵便番号、628.課税事由別住所コード、629.課税事由別住所、630.課税事由別地番、631.課税事由別方書カ、632.課税事由別方書、633.通知書番号、634.徴収データ内連番、635.徴収データ内サブ連番、636.事業所個人番号、637.住民税受給者番号、638.普徴事業所番号、639.住民税異動事由コード1、640.住民税異動事由コード2、641.還付加算用住民税更正事由、642.法定納期限等、643.変更開始月期、644.徴収済月期、645.併徴普徴変更期、646.併徴普徴徴収済期、647.随時処理フワグ、648.差引課税額、649.賦課税額、650.期別06月01期税額、651.賦課年度01、652.納期限01、653.期別07月02期税額、654.賦課年度02、655.納期限02、656.期別08月03期税額、657.賦課年度03、658.納期限03、659.期別09月04期税額、660.賦課年度04、661.納期限04、662.期別10月05期税額、663.賦課年度05、664.納期限05、665.期別11月06期税額、666.賦課年度06、667.納期限06、668.期別12月07期税額、669.賦課年度07、670.納期限07、671.期別01月08期税額、672.賦課年度08、673.納期限08、674.期別02月09期税額、675.賦課年度09、676.納期限09、677.期別03月10期税額、678.賦課年度10、679.納期限10、680.期別04月11期税額、681.賦課年度11、682.納期限11、683.期別05月12期税額、684.賦課年度12、685.納期限12、686.期別13期税額、687.賦課年度13、688.納期限13、689.期別14期税額、690.賦課年度14、691.納期限14、692.期別15期税額、693.賦課年度15、694.納期限15、695.期別16期税額、696.賦課年度16、697.納期限16、698.期別17期税額、699.賦課年度17、700.納期限17、701.期別18期税額、702.賦課年度18、703.納期限18、704.収納過年度更正フワグ、705.充当額、706.還付額、707.期別06月01期充当、708.期別07月02期充当、709.期別08月03期充当、710.期別09月04期充当、711.期別10月05期充当、712.期別11月06期充当、713.期別12月07期充当、714.期別01月08期充当、715.期別02月09期充当、716.期別03月10期充当、717.期別04月11期充当、718.期別05月12期充当、719.期別13期充当、720.期別14期充当、721.期別15期充当、722.期別16期充当、723.期別17期充当、724.期別18期充当、725.返戻01期、726.返戻課税年度01、727.返戻納期限01、728.返戻02期、729.返戻課税年度02、730.返戻納期限02、731.返戻03期、732.返戻課税年度03、733.返戻納期限03、734.返戻04期、735.返戻課税年度04、736.返戻納期限04、737.返戻05期、738.返戻課税年度05、739.返戻納期限05、740.差引課税額年金分、741.期別06月01期税額年金分、742.期別07月02期税額年金分、743.期別08月03期税額年金分、744.期別09月04期税額年金分、745.期別10月05期税額年金分、746.徴収税額特徴内訳分、747.市町村所得割額特徴内訳分、748.市町村均等割額特徴内訳分、749.都道府県所得割額特徴内訳分、750.都道府県均等割額特徴内訳分、751.電申税目区分、752.納税者ID、753.処理番号、754.処理番号連番、755.出力処理番号、756.出力区分、757.削除区分、758.eLTAX手続ID、759.作成区分、760.法人個人区分、761.法人格名称、762.前後区分、763.法人名称カ、764.法人名称漢字、765.本支店区分、766.事業所名称カ、767.事業所名称、768.本店所在地住所、769.本店

所在地方書、770.氏名、771.住所、772.代理人属性コード、773.区税事務所コード、774.申告先税目有効区分、775.審査結果区分、776.eLTAX受付番号、777.申告受付日時、778.取込処理日、779.性別、780.代表者氏名漢字、781.代表者住所、782.地方公共団体コード、783.確定処理日、784.電申告警告フラグ、785.申告書ステータス、786.明細書ステータス、787.eLTAX申告区分、788.eLTAX申告受付番号、789.XML連番、790.XML情報

(2) 住民税収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には本来の提出先団体へ回送処理を行っている。 ・住登外情報については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・庁内連携システムからの住民票関係情報等の入手、住民以外からの申告等情報の入手、住基ネットからの住登外者情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載することのないようにする。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div style="margin-left: 20px;">2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住基情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 : 入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 : 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職種で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名機能を利用することもあるが、個人住民税システムの住民税賦課機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・住民税課税支援システム、個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税課税支援システムの申告受付機能、個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div style="margin-left: 20px;">2) 十分である</div> </div>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税支援システム、個人住民税システムへのアクセスにおいて、ユーザID/パスワードによる認証や生体認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 ・ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザID/パスワードを複数人で共有することを禁止している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 <ul style="list-style-type: none"> ：識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ：住民税課税支援システム、個人住民税システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 <ul style="list-style-type: none"> ：ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ：ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・特定個人情報の使用の記録 <ul style="list-style-type: none"> ：ユーザIDとともに、住民税課税支援システム、個人住民税システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>必要がない者に、特定個人情報を見られるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。(印刷したものは、施錠管理する。) 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体への提供（申告情報回送）については、記録を残した上で提供している。 ・国税連携での情報提供については、端末上で操作ログを取得している。 ・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの提供・移転を許可する運用としている。 		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ：他自治体への提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数職員による確認を行っている。 ：国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた方法でのみ行っており、また、複数の職員による確認を行っている。 ：庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> ：庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ：個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。 			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの仕様（プレフィックス情報等）に基づき、当該事務で必要となる情報以外の入手は不可能。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
3) 課題が残されている			

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。 ・特定個人情報の提供は個人住民税システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

(2) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>(漏えいのリスク) 端末からのデータ書き出し制限をかける。 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう確認している。</p> <p>(滅失・毀損のリスク) ・「Ⅱ(1)6保管場所」に示すとおり、滅失・毀損対策措置を行ったサーバールームのサーバにデータとして保管する。 ・定期的にバックアップを取得し、安全な場所に保管する。 ・定期的に、バックアップを取得したメディア(暗号化済)を、専用コンテナに施錠収納し、県外のデータ保管施設に保管する。</p> <p>(古い情報が残るリスク) 適宜、システムの機能にて削除すべきデータの削除を行う。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、従業員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。
10. その他のリスク対策	
-	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)住民税収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税賦課情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象の住民以外の情報を入手することはない。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・庁内連携システムからの住民票関係情報等の入手、住基ネットからの住登外者情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名機能を利用することもあるが、収納消込／滞納管理システムの収納照会機能以外から宛名機能を利用する場合には個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。 ・収納消込／滞納管理システムには、地方税収納事務に関係のない情報を保有しない。 ・収納消込／滞納管理システムの照会機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収納消込／滞納管理システムへのアクセスにおいて、生体認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 ・認証情報の管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理 : 識別情報(ユーザID/パスワード)の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、あらかじめ定められたルールに基づいて随時行っている。 ・収納消込／滞納管理システムにアクセスする職員へのアクセス権限は定期的に見直しを行い、適切な者のみがアクセスできるようにしている。 ・アクセス権限の管理 : ユーザID/パスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・特定個人情報の使用の記録 : ユーザIDとともに、収納消込／滞納管理システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>必要がない者に、特定個人情報を見られるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 (印刷したものは、施錠管理する。) 			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・目的外収集・利用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写、複製の禁止 ・適正管理、管理責任者の設定 ・再委託等の承認手続 ・個人情報の使用場所等の特定 ・個人情報の持ち出しの禁止 ・事故の報告義務 ・資料等の返還等 ・損害賠償 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 : 委託先から他社への提供は認めていない。 : 情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 : 情報資産を提供する際、必要に応じて暗号化またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、本市職員が現地調査を実施している。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 : 委託先から消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 : 必要に応じて本市は現地調査・確認を行えることとしている。 			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(漏えいのリスク)
端末からのデータ書き出し制限をかける。

(滅失・毀損のリスク)
・「Ⅱ(2)6保管場所」に示すとおり、滅失・毀損対策措置を行ったサーバールームのサーバにデータとして保管する。
・定期的にバックアップを取得し、安全な場所に保管する。
・定期的に、バックアップを取得したメディア(暗号化済)を、専用コンテナに施錠収納し、県外のデータ保管施設に保管する。

(古い情報が残るリスク)
適宜、システムの機能にて削除すべきデータの削除を行う。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、従業員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・集合教育は必要に応じて年次及び随時実施している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する周知徹底を義務付けている。

10. その他のリスク対策

—

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係
②請求方法	芦屋市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部課税課市民税係
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	予定なし
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	予定なし
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 委託事項2②	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 委託事項2③	京都工業 株式会社	株式会社 関西情報センター	事後	
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2 ⑤	2015/1/1	2016/1/1	事後	
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ⑥	2015/1/1	2016/1/1	事後	
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2 ⑤	2015/1/1	2016/1/1	事後	
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3 ⑥	2015/1/1	2016/1/1	事後	
平成28年1月1日	V 評価実施手続1 ①	2015/1/1	2016/1/1	事後	
平成28年10月1日	I 基本情報 6 ②	西 嘉成, 平野 雅之	西 嘉成, 宮崎 哲郎	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2 ⑤	2016/1/1	2017/1/1	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ⑥	2016/1/1	2017/1/1	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2 ⑤	2016/1/1	2017/1/1	事後	
平成29年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3 ⑥	2016/1/1	2017/1/1	事後	
平成29年1月1日	V 評価実施手続1 ①	2016/1/1	2017/1/1	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 2	住民税課税支援システム、個人住民税システム、収納消込/滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、eLTAX審査システム、国税連携システム	住民税課税支援システム、住民税システム、収納消込/滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、中間サーバ、電子申告システム	事後	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 委託事項4③	レスター工業 株式会社	東洋印刷 株式会社	事後	
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ1 ①	総務部文書統計課文書統計係	総務部文書法制課文書統計係	事後	
平成29年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 4 委託事項2③	東洋印刷 株式会社	株式会社 ロータリービジネス	事後	
平成29年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 委託事項2③	株式会社 関西情報センター	シティコンピュータ 株式会社	事後	
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2 ⑤	2017/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ⑥	2017/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2 ⑤	2017/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3 ⑥	2017/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年1月1日	V 評価実施手続1 ①	2017/1/1	2018/1/1	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 6 ②	西 嘉成, 宮崎 哲郎	本宮 健男, 宮崎 哲郎	事後	
平成30年4月1日	III リスク対策(1) 6	番号法別表第2及び第19条14号	番号法別表第2及び第19条16号	事後	
平成31年1月1日	I 基本情報 2 システム5 ②	②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収額通知データ	②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)	事後	
平成31年1月1日	I 基本情報 2 システム6 ②	国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等データを国税庁に送付する。	※左の文言の後ろに下記を追加 同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。	事後	
平成31年1月1日	I 基本情報 6 ②	本宮 健男, 宮崎 哲郎	課税課長, 債権管理課長	事後	
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 2 ⑤	2018/1/1	2019/1/1	事後	
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 3 ⑥	2018/1/1	2019/1/1	事後	
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5		提供先6、7の追加	事後	
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 2 ⑤	2018/1/1	2019/1/1	事後	
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 3 ⑥	2018/1/1	2019/1/1	事後	
平成31年1月1日	V 評価実施手続1 ①	2018/1/1	2019/1/1	事後	
令和2年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 4 委託事項2③	株式会社 ロータリービジネス	ジャパンメッセージサービス 株式会社	事後	
令和2年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 委託事項2③	シティコンピュータ 株式会社	株式会社 関西情報センター	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	

令和3年9月1日	I 基本情報 5 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先1 ①	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先1 ②	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先1 ③	番号法第19条第7号別表第2に定める地方税関係情報	番号法第19条第8号別表第2に定める地方税関係情報	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先1 ⑤	番号法第19条第7号別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	番号法第19条第8号別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先2 ①	番号法19条第8号、地方税法第317条	番号法19条第9号、地方税法第317条	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 5 提供先5 ①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年5月20日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 4 委託事項2③	ジャパンメッセージャーサービス 株式会社	株式会社 ロータリービジネス	事後	
令和3年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(1) 4 委託事項2③	株式会社 関西情報センター	シティコンピュータ 株式会社	事後	